

**地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費**

令和元年10月1日より消費税率(国・地方)が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度涌谷町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 215,937 千円

(歳出) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 2,674,692 千円

**【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】**

項目	予算科目				特定財源				一般財源	
	款	項	目	令和3年度 決算	国庫支出金	県支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他
社会福祉	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	401,154	221,906	50,314	0	1,193	22,519	105,222
			国民年金事務費	67	67	0	0	0	0	0
			老人福祉費	576,305	11,715	41,423	0	777	92,091	430,299
			障害者福祉費	462,382	201,001	118,021	0	0	25,273	118,087
		児童福祉費	児童福祉総務費	671,404	466,978	74,581	0	9,700	21,180	98,965
			母子・父子福祉費	5,380	31	3,806	0	0	272	1,271
			児童館費	0	0	0	0	0	0	0
			児童福祉施設費	46,516	14,753	12,845	0	5,562	2,354	11,002
		保育所費	152,763	4,658	2,096	0	12,000	23,624	110,385	
		災害救助費	災害救助費	4,454	0	0	0	0	0	4,454
		小計①				2,320,425	921,109	303,086	0	29,232
社会保険	民生費	社会福祉費	老人福祉費	0	0	0	0	0	0	0
小計②				0	0	0	0	0	0	0
保健衛生	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	126,645	5,302	2,238	0	12,037	18,875	88,193
			予防費	171,318	164,953	0	0	2,000	769	3,596
			環境衛生費	25,186	2,070	0	0	576	3,974	18,566
			疾病予防対策事業費	31,118	2,166	998	0	4,013	5,006	18,935
小計③				354,267	174,491	3,236	0	18,626	28,624	129,290
合計①+②+③				2,674,692	1,095,600	306,322	0	47,858	215,937	1,008,975

※1社会保険の部分については、国民健康保険・介護保険・年金など。それぞれ、社会福祉総務費、老人福祉費に含まれます。

※2保育所費については、こども園経費に含まれる幼稚園分の経費を除いた金額となっており、当初予算書の金額と一致しません。